

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 1 に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあっては（１）、（３）又は（４）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- （１）耕起
- （２）代かき
- （３）田植え又は播種
- （４）収穫

3 担い手 地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第 3 の 2 のただし書きに規定されている原子力被災 12 市町村及び令和 6 年能登半島地震の被災市町村にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（１）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （１）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
- （２）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
- （３）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

(4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。

(5) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

4 中山間地域 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

(2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域

(3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域

(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

(8) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(9) (1) から (8) までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

5 集約化 同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の（3）又は（5）に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（7）までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) （1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から6までの事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 中山間地域型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（3）又は（5）に掲げるものを中山間地域において実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（7）までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの
- (3) （1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から6までの事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

3 国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業等（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げる事業

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の（2）に掲げる事業

5 共通事項

- (1) 埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業においては、別表1の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業を行うものとする。

(2) 営農環境整備事業（別表1の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ。）

ア 農業集落道整備事業においては、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供する農業集落道のうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

イ 農業集落排水施設整備事業においては、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業の実施に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意するものとする。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

カ 情報通信環境整備は、整備後にスマート農業技術の導入が確実に見込まれる場合に行うものとする。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別紙１別表１の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 農地集積促進事業の実施に当たっては、担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ク 水田貯留機能向上支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下同じ。）のうち、指導事業の内容は、次のとおりとする。

- （ア）本事業の啓発普及
- （イ）本事業の実施状況の確認及び報告
- （ウ）本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
- （エ）調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導
- （オ）水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修
- （カ）水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動
- （キ）その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動

ケ 水田貯留機能向上支援事業のうち、調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

- （ア）関係農家の意向調査活動
- （イ）水利用・土地利用・作付調整活動
- （ウ）関係機関との調整活動
- （エ）水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催
- （オ）研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動
- （カ）水田貯留機能向上の取組の実施計画策定に関する活動
- （キ）その他水田貯留機能向上の取組に係る調査・調整活動

コ 水田貯留機能向上支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 水田貯留機能向上推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

- （ア）水田貯留機能を向上するための畦畔の整備
- （イ）効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替
- （ウ）暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- （エ）表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- （オ）補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- （カ）安定的な排水機能を維持するための排水改良
- （キ）水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平
- （ク）その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等

シ 水田貯留機能向上推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

- （４）農業構造転換特別対策事業（別表１の区分の欄の５の事業をいう。以下同じ。）
農業構造転換特別対策事業の実施に当たっては、農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- （５）事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2から6までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 高度土地利用調整事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農地集積促進事業、水田貯留機能向上推進事業及び農業構造転換特別対策事業のうち別表4の区分の欄3に掲げる事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

- （1）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。
 - ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第1号により集約化を進める基本的な方針が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。
 - イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。
 - ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第2号により農用地集積加速化整備構想が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

- （2）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

- ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表2の区分の欄の1に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地であって集約化された農用地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 2 に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

a 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第 7 に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

b 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める（ア）の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙 2 に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上の場合にあっては 80 パーセント以上、それ以外の場合にあっては 50 パーセント以上となることが確実と見込まれること。

（3）本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

（4）農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が 55 パーセント以上となること。

（5）水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第 6 の 6 に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の 50 パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。

ア 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

（ア）流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

(イ) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

イ 治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ 地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

(6) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。

(7) 区画整理事業(生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)の事業をいう。)によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール(第2の4の(1)、(3)、(5)及び(8)に規定する地域において行うものにあつては、20アール。)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域(次のいずれかに該当する区域)については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業(別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。)を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域(畑地、樹園地、田畑輪換区域等)

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層(基岩、盤層、礫層、泥炭層等)の出現のおそれのある区域

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化(地下水層の切断等)させる区域

(8) 農道整備事業(生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)の農道整備事業をいう。)において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。

(9) 農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積(以下「対策費の対象面積」という。)に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が1ヘクタール以上となる農用地の面積の割合(以下「1ヘクタール割合」という。)が $1/2$ 以上であること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合(以下「対策費部分集積率」という。)が85パーセント以上となること。

(ウ) 促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合(以下「対策費部分集約化率」という。)が80パーセント以上となること。

イ 傾斜地(受益地域内の勾配が $1/100$ 以上の地域をいう。以下同じ。)であって、次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 対策費の対象面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が50アール以上となる農用地の面積の割合(以下「50アール割合」という。)が $1/2$ 以上であること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が85パーセント以上となること。

(ウ) 促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が90パーセント以上となること。

2 中山間地域型

(1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合にあっては、5ヘクタール以上であること。

(ア) 農地整備事業の完了までに、地域計画の目標地図における農地整備事業の実施部分について、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領(平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知)別記様式第1号及び別記様式第3号において作成する経営形態計画図と整合性のとれたものに変更し、農業経営基盤強化促進法第19条第8項に規定する公告を行うこと。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が 80 パーセント以上となること。

(ウ) 促進計画に定める目標年度において、生産基盤整備事業の受益面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合が 80 パーセント以上となること。

イ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。

（ア）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 1 のとおり増加することが確実と見込まれること。

（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 2 のとおり増加することが確実と見込まれること。

（ウ）1 の（2）のウの（ア）及び（イ）の要件を全て満たすこと。

ウ 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

エ 農地集積促進事業を行う場合にあっては、1 の（4）と同様とする。

オ 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

（2）水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1 の（5）と同様とする。

（3）農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、1 の（9）と同様とする。

3 国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1 の（5）と同様とする。

4 国営事業促進型

農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において担い手農地利用集積率が 80 パーセント以上となること。

第 6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により、令第 50 条第 3 項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

（1）集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第 50 条第 3 項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項が明らかなものであること。

(ア) 計画区域の現況

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

イ 第5の1の(2)の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

(2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

(イ) 農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

カ 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

(ア) 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、1に準じて計画を作成するものとし、この場合、1の(1)のアのイの「第5の1の(2)」とあるのは、「第5の2の(1)のイ」と読み替えるものとする。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付

加価値農業振興計画を作成するものとする。

- (1) 高付加価値農業振興計画は、優良農地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
- イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他適当と認められる手法

- (2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

(ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

(イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

(ア) 高付加価値農業に関する営農計画

(イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

(ウ) 農地の権利移動状況

(エ) 各種計画との調整

4 営農環境整備事業に係る計画

- (1) 都道府県知事は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

- (2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第3号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第 9 号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

7 農業構造転換推進計画

都道府県知事は、農業構造転換特別対策事業を行うときは、別記様式第 11 号により、農業構造転換推進計画を作成するものとする。

第 7 事業の申請等

- 1 要綱第 7 の 1 の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日までに提出するものとする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
 - (3) 農地中間管理事業と連携する場合（(1) 又は (2) の場合を除く。）
- 2 1 の (1) の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第 7 の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1 の (1) の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1 の (2) の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 1 の (3) の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を 1 月末日とする。
- 5 農地整備事業に係る要綱第 7 の 1 の事業採択申請書は別記様式第 4 号、要綱第 7 の 2 の事業採択通知書は別記様式第 5 号により作成するものとする。
- 6 農業構造転換特別対策事業を行おうとする都道府県知事は、当該事業の実施を希望する年度の前年度の 11 月末日までに、別記様式第 11 号による農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第 12 号による農業構造転換特別対策事業実施承認申請書（以下「対策費承認申請書等」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して当該事業を実施しようとする場合においては、都道府県知事は、予備費又は補正予算が成立した後、遅滞なく対策費承認申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 7 地方農政局長等は、6 の規定による対策費承認申請書等の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の実施を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第 13 号の農業構造転換特別対策事業実施承認通知書により、承認した旨を通知するものとする。

第 8 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型及び中山間地域型において、促進計画の変更があった場合又は国営事業促進型において、担い手農地利用集積計画

（国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 構改 D 第 158 号農林水産省構造改善局長通知）第 13 又は国営緊急農地再編整備事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2057 号農林水産省農村振興局長通知）第 4 の 4 に定める計画をいう。）の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第 6 号により報告するものとする。

（1）担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

（2）事業計画の変更

（3）目標年度の変更

（4）その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合

2 事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型において、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第 9 号により報告するものとする。

3 都道府県知事は、経営体育成型及び中山間地域型において、農業構造転換推進計画の変更があった場合には、4 に定める場合を除き、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等に変更があった旨を、変更箇所を明記した上で、別記様式第 11 号により報告するものとする。

4 経営体育成型及び中山間地域型における農業構造転換推進計画の変更があった場合であって、当該地区において実施する農業構造転換特別対策事業の区分（別表 4 の区分の欄の区分をいう。）又は当該事業の実施期間の変更を希望する場合には、都道府県知事は、第 7 の 6 の規定に準じ、変更後の農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第 12 号により、農業構造転換特別対策事業変更承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

5 地方農政局長等は、4 の規定による農業構造転換特別対策事業変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の内容の変更を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第 13 号の農業構造転換特別対策事業変更承認通知書により、当該変更を承認した旨を通知するものとする。

第 9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1 促進計画等達成状況報告

- (1) 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第7号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に行うものとする。
- (2) 農地整備事業のうち経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度まで、促進計画の担い手への農地の集積又は集約化に係る達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) (2)の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2)の審査を行う年度の翌年度の9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の報告において促進計画の達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、農地整備事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。
- (5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4)の指示を受けた場合には、農地整備事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。
- (6) 地方農政局長等は、(5)の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあつては、当該農地整備事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

- (7) (3)及び(4)の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとることを要しない。
- (8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- (9) 都道府県知事は、(8)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の9月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 農地所有適格法人等経営状況評価報告

農地整備事業のうち第5の1の(2)のウ又は第5の2の(1)のイの(ウ)の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第8号により地方農政局長等に報告するものとする。

3 水田貯留機能向上計画達成状況報告

- (1) 農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) (1)の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

4 農業構造転換推進計画達成状況報告

- (1) 農地整備事業のうち経営体育成型及び中山間地域型の農業構造転換特別対策事業を実施する地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度（以下「ハード完了年度」という。）から、当該年度の4月1日から起算して7年を経過した日を含む年度までの間において、毎年度、その達成状況を調査し、当該年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第14号により地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、ハード完了年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して6年を経過した日を含む年度までのいずれかの年度において報告された達成状況報告により、別表4の基準の達成が確認でき、かつ、農業構造転換特別対策事業の助成が完了している場合には、当該年度の翌年度以降の達成状況の調査及び報告を行わないことができる。

- (2) (1)の結果、農地の大区画化又は担い手への農地の集積若しくは集約化に係る達成状況が十分でない場合には、地方農政局長等は、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

5 地域計画の目標地図の変更に係る達成状況報告

第5の2の(1)のアのただし書の規定に基づき採択された地区にあつては、農地整備事業の完了までに、第5の2の(1)のアの(ア)の要件を満たしたことが分かる資料を地方農政局長等に提出するものとする。

第10 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とし、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
- (1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

- 2 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 4に掲げる高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業並びに9に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に事業の実施年数を乗じた額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 6 農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。
 - (1) 経営体育成型及び中山間地域型において実施する農地集積促進事業にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄1に示す助成割合を乗じた額とする。
 - (2) 国営事業促進型において実施する農地集積促進事業にあつては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。
- 7 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ5の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 9 水田貯留機能向上推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 10 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。
 - (1) 畦畔の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のイに規定する単価とする。
 - (2) 排水口の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のウに規定する単価とする。
 - (3) 排水路の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のアに規定する単価とする。
 - (4) 暗渠排水にあつては、別紙5別表2の(2)に規定する単価とする。
 - (5) 湧水処理にあつては、別紙5別表2の(3)に規定する単価とする。

(6) 特認事業にあっては、別紙5別表2の(7)のエに規定する単価とする。

11 農業構造転換特別対策事業の助成の限度額は、次のとおりとする。

(1) 別表4の区分の欄1又は2に規定する事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄1又は2に規定する事業の実施期間における各年度の当該補助事業費に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

(2) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄3に規定する事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額に、同表の助成割合の欄に示す額を乗じた額とする。

この場合において、農業構造転換特別対策事業の助成は、第9の4に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準のうち農地中間管理権の設定等に係る基準が達成されていることを確認した年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日を含む年度までの期間内において実施するものとする。

(3) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合であつて、第9の4に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準を達成しないことが確実と見込まれる場合にあつては、同表の基準の欄に掲げる基準のうち当該地区において達成している基準に応じた助成割合を用いて、(2)の規定を準用して助成するものとする。なお、同表の注4の規定に留意するものとする。

12 農地集積促進事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、6の(1)中「総事業費」とあるのは、「総事業費から、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額を控除した額」とする。

第11 その他

- 1 別表1の区分の欄の2から4までの事業(2(3)の事業を除く。)は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水(農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。)であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 第10の6、7、9並びに11(1)及び(2)の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上推進事業及び農業構造転換特別対策事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 4 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き(令和2年2月農林水産省策定)等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。

- 5 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 6 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の（1）のアの（オ）の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む。）こと。
- 7 農業構造転換特別対策事業は、令和 11 年度末までに要綱第 7 の 2 の採択が行われた地区において実施できることとする。

別 記

- 1 工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費
 - オ 全体実施設計費
 - カ 換地費
- 2 促進費
- 3 対策費
- 4 調査・調整費

別表 1 (事業内容)

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 区画整理事業 (4) 農用地造成 (5) 暗渠排水事業 (6) 客土事業 (7) 除礫	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農地等の区画形質の変更 農地の造成 農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 除礫	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	

	(7) 生態系保全空間整備事業 (8) 営農用水施設 (9) 農作業準備休憩施設 (10) 地域資源利活用基盤 (11) 情報通信環境整備	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備 地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備 スマート農業技術の導入を図るために必要なRTK-GNSS 基準局等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 農地集積促進事業 (3) 耕地利用高度化推進事業 (4) 水田貯留機能向上支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (5) 水田貯留機能向上推進事業	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備	経営体育成型及び中山間地域型に限る 経営体育成型及び中山間地域型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営事業促進型に限る 経営体育成型及び中山間地域型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る 経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型に限る
5 農業構造転換特別対策事業	農業構造転換特別対策事業	農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化を推進	経営体育成型及び中山間地域型に限る
6 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別表 2（採択要件）

区 分	現 況	基 準	要 件
1 集積率要件	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	80 パーセント（※）以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2 集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	23 パーセント以上 35 パーセント未満	7 パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙 2 に規定する畑作物）を作付ける畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表 3（農地集積促進事業に係る助成）

区 分	基 準	助 成 割 合	
	担い手農地利用集積率	基 本	集約化加算
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055	0.065
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065	0.085
	75 パーセント以上 85 パーセント未満	0.075	0.105
	85 パーセント以上	0.085	0.125
2 国営事業促進型 農地集積促進事業	80 パーセント以上 85 パーセント未満	0.019	0.027
	85 パーセント以上	0.022	0.032

注 1：担い手の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合にあっては、第 10 の 6 における限度額の算定に当たり、別表 3 の助成割合の欄のうち集約化加算の欄の数値を用いることができる。

注 2：区分の欄 1 の事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、担い手農地利用集積率及び集約化加算の判定は、区分の欄 1 の事業の対象となる農用地面積において行うものとする。

別表 4（農業構造転換特別対策事業に係る助成）

区 分	基 準				助成割合 (定額)
	大区画化の割合	対策費部分 集積率	対策費部分 集約化率	農地中間管理権の設定等	
1	1ヘクタール割合 が1／2以上	85 パーセント 以上	80 パーセント 以上		0.0625
	50 アール割合が 1／2以上		90 パーセント 以上		
2	1ヘクタール割合 が3／5以上	85 パーセント 以上	80 パーセント 以上		0.094
	50 アール割合が 3／5以上		90 パーセント 以上		
3	1ヘクタール割合 が2／3以上	85 パーセント 以上	80 パーセント 以上	対策費の対象面積に含まれる 全ての農用地について農地 中間管理権の設定等が行 われること	0.125
	50 アール割合が 2／3以上		90 パーセント 以上		

注 1：受益地域が傾斜地である場合にあっては、それぞれの区分につき下段の基準とすることができる。

注 2：農地中間管理権の設定等とは、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていることをいう。

注 3：農地中間管理権の設定等に係る期間は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する、又は農業経営等の委託を受けている当該事業の対象農用地について、第 7 の 6 に規定する農業構造転換推進計画の提出日（以下この注において「計画提出日」という。）から生産基盤整備事業等の完了年度の末日までの間のいずれかの日（以下「設定日」という。）において、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間又は設定日において委託を受けている農業経営等に係る委託の期間が 15 年以上であること。

なお、対策費の対象面積のうち農地中間管理機構が所有権を有する農用地について、計画提出日又は農地中間管理機構が所有権を有することとなった日のいずれか遅い日から起算して 15 年を経過しない間に農地中間管理機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該いずれか遅い日から 15 年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

注 4：要綱第 7 の 1 の提出が行われた日において、区分の欄 1 の基準を達成している地区にあっては、区分の欄 1 に規定する事業を実施することはできない。

要綱第 7 の 1 の提出が行われた日において、区分の欄 2 の基準を達成している地区にあっては、区分の欄 2 に規定する事業を実施することはできない。

要綱第 7 の 1 の提出が行われた日において、区分の欄 3 の基準のうち大区画化の割合、対策費部分集積率及び対策費部分集約化率を達成している地区が、区分の欄 3 に規定する事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の実施により 1 ヘクタール割合（受益地域が傾斜地である場合にあっては、50 アール割合）、対策費部分集積率又は対策費部分集約化率のいずれかを増加させなければならない。

注 5：区分の欄 3 に規定する事業を行う地区（第 10 の 11（3）に規定する場合を除く。）において、次の①から③までのいずれかに掲げる者が、法第 87 条第 5 項の規定による土地改良事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過した日の前日までの間に、それぞれ当該①から③までに定める場合に該当するときは、農業構造転換特別対策事業に係る補助金の返還措置を講じるものとする。ただし、注 6 に掲げる場合を除く。

① 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この注において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

- ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合
- ハ 当該農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 7 項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによって委託された農業経営等の委託又は同条第 1 項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の解除をした場合
- ② 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合
 - イ 当該農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合
 - ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合
- ③ 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合
 - イ 当該農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合
 - ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

注 6：注 5 ただし書に規定する場合は、次の①から④までのいずれかの場合とする。

- ① 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合
- ② 当該地区の受益農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- ③ 注 5 ①のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合
 - ア 当該農用地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと
 - （ア）設定日以降において、農地中間管理権の設定期間及び農地中間管理機構に農業経営等の委託をした期間の合計が 15 年以上あること
 - （イ）機構により所有権が取得されること
 - イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

注 7：区分の欄に定める各事業を次の表の左欄に掲げる地域において行う場合、助成割合の欄に掲げる数値のうち次の表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

1 第 2 の 4 （ 1 ） から （ 8 ） ま で に 掲 げ る 地 域 で あ っ て 、 2 か ら 5 ま で 以 外 の 地 域	0.0625	0.04125
	0.094	0.058
	0.125	0.075
2 北海道内の地域であって第 2 の 4 （ 1 ） から （ 8 ） ま で に 掲 げ る 地 域	0.0625	0.01375
	0.094	0.019
	0.125	0.025
3 北海道内の地域であって 2 以外の地域	0.0625	0.0375
	0.094	0.056
	0.125	0.075
4 沖縄県	0.0625	0.05625
	0.094	0.066
	0.125	0.075
5 奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域	0.0625	0.042
	0.094	0.056
	0.125	0.070

別記様式第 1 号

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	(ha)	
		(ha)	
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注 1 : 「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注 2 : 「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第 2 章の 8. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注 3 : 「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・ 地区名： ・ 所在地： ・ 地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	・ 地区農用地の現状及び課題 ・ 整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	・ 作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	・ 地区設定理由 ・ 全体整備量 ・ 全体整備（受益）面積 ・ 営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・ 整備による効果 ・ 全営農区面積 ・ 担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
① 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
② 〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
6. 営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：
7. 農地集積加速化整備構想図	別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） ・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区） 絵を入れる。
8. その他	別紙1の第2の5に従い1ha（北海道にあっては3ha）を超えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要

別記様式第3号

農業經營高度化計画

1. 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等）の概要

[illegible]

2. 農業経営高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1:「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、担い手への農地の利用集積の促進に資するものとする。

（２）担い手への農地集積・集約化計画

[illegible]

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業競爭力強化農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他
- 〔4. 費用負担者の同意書〕
- 〔5. 施設の管理者の同意書〕

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：別紙1の第3の4の国営事業促進型を実施する地区にあっては、添付資料を1．事業計画概要書及び3．その他
のみとすることができる。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

下記地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 8 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて報告します。

- 1. 農地整備事業計画概要書
- 2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
- 3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 1 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

（1）生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	〇年度まで 区画整理累計面積 (ha)	進捗率 (区画整理面積ベース) (%)	〇年度の主な工事内容
総事業費 (百万円)	〇年度事業費 (百万円)	〇年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

（２）農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注１：農業経営高度化支援事業（水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を除く。）を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
 注２：「事業名」は、要領別紙１別表１の区分の欄の４の事業種類の欄の事業名を記入する。
 注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

（１）農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙１第５の１の（２）のＡ（２の（１）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）
 ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B = C + D + E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹３作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B / A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
１年度目								
２年度目								
３年度目								
４年度目								
５年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注１：達成率と達成状況は、開始年度を含めて３年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。
 注２：注１の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイ(2の(1)のイの(イ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B = C + D + E (ha)	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のウ(2の(1)のイの(ウ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等の 利用集積面積 B = C + D + E (ha)	農地所有 適格法人等の 所有面積 C (ha)	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積 D (ha)	農地所有 適格法人等の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率 B/A (%)
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

(ア) 担い手への農地集積・集約化の実績

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

[illegible]

(2) 農地利用集積（又は農地集約化）方法

(要領別紙1第5の1の(2)のアにより採択された場合)

権利等の種類	担 手 区 分										
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計
	人数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	組織数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	人数等	集積面積(ha)	人数等 集積面積(ha)
自己所有地											
賃貸権設定											
経営受託											
基幹作業受託											
計											

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイにより採択された場合)

権利等の種類	担 手 区 分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	組織数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(要領別紙1第5の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	人数等
事業実施前					
1年度目					
2年度目					
3年度目					
4年度目					
5年度目					
計画	()	()	()	()	
実績 (〇〇年度まで)					

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(4) 作付実績（生産基盤整備事業が完了した地区において記入する。）

ア 計画に対する作付状況

作物		作付面積 (ha)							計画と事業後の比較		
		事業前 ①	事業計画 ②	事業後 ③					事業後と計画 の差 (ha) ④=③-②	乖離率 (%) ④/②	乖離の要因 (±30%を超える場合)
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
水稻	主食用米										
	飼料用米										
	WCS 用稲										
	加工用米										
	米粉用米										
	その他水稻										
土地利用型作物	小麦										
	大麦・はだか麦										
	大豆										
	小計										
高収益作物											
	小計										
その他											
	小計										
作付準備地（緑肥等）											
計											

※土地利用型作物：小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、なたね、子実用とうもろこし、かんしょ（でんぷん用）、ばれいしょ（でんぷん用）、飼料作物等

※高収益作物：野菜、果樹、花き、茶など、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の1（6）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いもの

イ 汎用田における作付予定

事業完了後、汎用田において水稻のみ を作付けている面積 (ha)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

当該汎用田の今後の作付予定

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定含む)	特定 農業法人 となった日 (予定含む)	認定農業者 認定日 (予定含む)	経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時 従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分			〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田					
	畑					
	採草放牧地					
法人形態						
事業の 種類	農畜産物名					
	関連事業等名					
	その他事業名					
売上高 (円)	農業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報 告				
		合 計				
	その他事業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報 告				
		合 計				
構成員数	総 数					
	農地提供者①					
	農業常時従事者②					
	農地保有合理化法人③					
	市町村・農協等④					
	承認会社⑤					
	議決権の状況（うち市町村・農協 系統の有するもの）					
	法人と取引関係等にある者⑥					
業務執行 役員数	総 数					
	農業に常時従事する構成員数					
	うち農作業に 従事する者数					
備 考						

注1：要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】 6年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

4 所見及び改善措置等

--

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 2 の規定に基づき、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有 適格法人等名 (法人形態)	農地所有 適格法人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得 安定対策 加入経営体 になった日			
()							
経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
	うち地区内	作 目	作付面積	生産量		構成戸数	
田：			ha	kg			
ha	ha						
畑：							
ha	ha		ha	kg			
その他：			ha	kg			
ha	ha						

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 6 の 6 の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能向上計画の内容

（1）一体的に実施する生産基盤整備事業等の地区名（事業名）

（2）水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)		地区外への取組面積 (ha)	
		現況	目標年度 (令和〇年)	現況	目標年度 (令和〇年)

(別添)

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

生産基盤整備事業等の地区名（事業名）：



別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 3 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

（1）生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 （百万円）	受益面積 （ha）	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

（2）水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 （千円）	備考

注 1：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の事業名を記入する。

注 2：「実施内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

2 水田貯留機能向上に向けた取組状況の報告

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積（ha）	地区内の取組面積（ha）			地区外の実取組面積（ha）		
		実施前	目標年度 （令和〇年）	〇〇年度まで （割合％）	実施前	目標年度 （令和〇年）	〇〇年度まで （割合％）
			（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
			（ ）	（ ）		（ ）	（ ）
			（ ）	（ ）		（ ）	（ ）

（ ）：取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

別記様式第 11 号

●●地区における農業構造転換推進計画

1. 地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工 年度	対策費の 活用開始 予算区分	ハード 完了 年度	全体 受益面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載すること。

2. 農業構造転換特別対策事業の区分

農業構造転換特別対策事業の区分	助成割合

注 1：農業構造転換特別対策事業の区分は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知。以下「要領」という。）別紙 1 別表 4 の区分の欄に掲げる事業のうち、当該地区において実施する事業の番号を記載すること。

注 2：助成割合は、要領別紙 1 別表 4 の助成割合の欄に掲げる数値のうち、当該地区において該当するものを記載すること。

注 3：要領別紙 1 第 8 の 4 の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。

3. 農業構造転換特別対策事業の対象区域図（別添）

4. 農地の大区画化に係る計画

（1）受益面積全体

区分		全体受益面積 (ha)	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha)	1 ha 以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha 以上 区画の割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

(2) 対策費の対象面積部分

区分		対策費の 対象面積 (ha)	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha)	1 ha 以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha 以上 区画の割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分		対策費の対象 面積以外の 農用地面積 (ha)	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha)	1 ha 以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha 以上 区画の割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

5. 担い手への農地集積・集約化計画

(1) 受益面積全体

区分	全体受益面積 (ha)	担い手の				担い手の 集約化面積 (ha)	担い手農地 利用集積率 (%)	担い手の 利用集積面積 に占める 集約化率 (%)
		利用集積面積 (ha)	所有面積 (ha)	使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)			
	A	B = C + D + E	C	D	E	F	B / A	F / B
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成確認 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 (ha)	担い手の				担い手の 集約化面積 (ha)	対策費部分 集積率 (%)	対策費部分 集約化率 (%)
		利用集積面積 (ha)	所有面積 (ha)	使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)			
	A	B = C + D + E	C	D	E	F	B / A	F / B
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成確認 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象 面積以外の 農用地面積 (ha)					担い手の 集約化面積 (ha)	担い手農地 利用集積率 (%)	担い手の 利用集積面積 に占める 集約化率 (%)
		担い手の 利用集積面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)			
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成年度 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

6. 農地中間管理権の設定等に係る計画

区分	全体受益 面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等に 係る面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定面積 (ha)	農地中間 管理機構の 所有面積 (ha)	農業経営等の 委託に係る 面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等の 割合 (%)	備考
		A	B=C+D+E	C	D	E	B/A	
農業構造転換 推進計画提出日 (○年○月○ 日)								
翌年度 (○年度)								
翌々年度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備 事業等完了 年度末日 (○年3月31 日)								
合計								

注1：要領別紙1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。

- 注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。
- 注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。
- 注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。
- 注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。
- 注7：要領別紙1別表4の注6①又は②に該当する土地にあつては、その面積を備考欄に記載すること。

(別添)

農業構造転換特別対策事業の対象区域図

地区名（事業名）：

事業実施前	事業完了後

注1：対策費の対象面積に該当する区域を枠で囲うなど、対策費の対象面積が分かるように記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、その区分ごとの対象区域が分かるように記載すること。

別記様式第 12 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業構造轉換特別対策事業【実施 / 変更】承認申請書

下記の地区において、△△年度当初（補正）予算から、農業構造転換特別対策事業【を実施 / の区分を変更】したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 1【第 7 の 6 / 第 8 の 3】の規定に基づき、【農業構造転換推進計画 / 変更後の農業構造転換推進計画】を添えて申請します。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注：農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１第７の６の規定に基づき申請する場合は、【 】の部分の左の記載とし、農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１第８の３の規定に基づき申請する場合は、【 】の部分の右の記載とする。

別記様式第 13 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

農業構造轉換特別対策事業【実施 / 変更】承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記の地区について、農業構造転換特別対策事業の【実施 / 変更】を承認したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注：農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 1 第 7 の 8 の規定に基づき通知する場合は、【 】の部分の左の記載とし、農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 1 第 8 の 5 の規定に基づき通知する場合は、【 】の部分の右の記載とする。

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業構造轉換推進計畫達成狀況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 4 の規定に基づき、下記の地区について、別添のとおり事業達成状況について報告します。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

(別添)

●●地区における農業構造転換推進計画達成状況報告書

1. 地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工 年度	対策費の 活用開始 予算区分	ハード 完了 年度	全体 受益面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載すること。

2. 農地の大区画化に係る達成状況の報告

(1) 受益面積全体

区分		全体受益面積 (ha)	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha)	1 ha 以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha 以上 区画の割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

(2) 対策費の対象面積部分

区分		対策費の 対象面積 (ha)	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha)	1 ha 以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha 以上 区画の割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：農業競争力強化農地整備事業実施要領（以下「要領」という。）別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

（３）受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分		対策費の対象 面積以外の 農用地面積 (ha) A=B+C+D	50 a 未満の 区画の面積 (ha) B	50 a 以上 1 ha 未満の 区画の面積 (ha) C	1 ha 以上の 区画の面積 (ha) D	50 a 以上 区画の割合 (%) (C+D) / A	1 ha 以上 区画の割合 (%) D / A
事業実施前 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（１）の表のみ記載すること。

３．担い手への農地集積・集約化に係る達成状況の報告

（１）受益面積全体

区分	全体受益面積 (ha) A	担い手の農地集積・集約化状況					集約化率	
		担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹３作業 受託面積 (ha) E	担い手の 集約化面積 (ha) F		
事業実施前 (○年度)							B/A	F/B
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成確認 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 (ha)	担い手の				担い手の 集約化面積 (ha)	対策費部分 集積率 (%)	対策費部分 集約化率 (%)
		利用集積面積 (ha)	所有面積 (ha)	使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)			
	A	B = C + D + E	C	D	E	F	B / A	F / B
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成確認 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象 面積以外の 農用地面積 (ha)	担い手の				担い手の 集約化面積 (ha)	担い手農地 利用集積率 (%)	担い手の 利用集積面積 に占める 集約化率 (%)
		利用集積面積 (ha)	所有面積 (ha)	使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha)			
	A	B = C + D + E	C	D	E	F	B / A	F / B
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成年度 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

4. 農地中間管理権の設定等に係る達成状況の報告

区分	全体受益 面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等に 係る面積 (ha)				農地中間 管理権の 設定等の 割合 (%)	備考
			農地中間 管理権の 設定等 に係る面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定面積 (ha)	農地中間 管理機構の 所有面積 (ha)	農業経営等の 委託に係る 面積 (ha)		
		A	B=C+D+E	C	D	E	B/A	
農業構造転換 推進計画提出日 (○年○月○日)								
翌年度 (○年度)								
翌々年度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備 事業等完了 年度末日 (○年3月31日)								
合計								

注1：要領別紙1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。

注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：要領別紙1別表4の注6①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

5. 農業構造転換特別対策事業による対策費の交付状況

年度							実際の 交付割合 (%)	備考
	当該年度の 事業費 (千円) A = B + C	当初予算 (千円) B	補正予算 (千円) C	対策費 (千円) D = E + F	当初予算 (千円) E	補正予算 (千円) F		
農業構造転換特別 対策事業開始年度 (○年度)								
2年度目 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備事業等 完了年度 (○年度)								
生産基盤整備事業等 完了年度の翌年度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備事業等 完了年度の7年後 (○年度)								
合計								

助成割合	対策費の交付限度額 (千円)
G	H = Aの合計 × G

注1：当該年度の事業費（A欄からC欄まで）については、生産基盤整備事業等に係る事業費を記載すること。

注2：要領別紙1別表4の区分の欄3による農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等完了年度の翌年度以降であって、農業構造転換特別対策事業に係る助成を行った年度について記載すること。この場合に、行が不足する場合は適宜追加すること。

注3：助成割合（G欄）は、要領別紙1別表4の助成割合のうち、当該地区において該当するものを転記すること。

注4：交付した対策費の合計額（D欄の合計額）が対策費の交付限度額（H欄）を超えないようにすること。

注5：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、当該変更を行った年度の備考欄に変更を行った旨を記載するとともに、助成割合の欄を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。この場合において、交付した対策費の合計額が、助成割合ごとに算定した対策費の交付限度額の合計額を超えないようにすること。